

鹿児島市立病院一般廃棄物等収集運搬業務委託契約に関する仕様書

1 業務名

鹿児島市立病院一般廃棄物等収集運搬業務

2 ごみ集積所

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院の敷地内

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

- (1) 発注者敷地内のごみ集積所から一般廃棄物を収集し、鹿児島市の指定する清掃工場へ搬入するもの。なお、ここでいう一般廃棄物とは、事業系一般廃棄物（食品残渣含む）の可燃物である。感染性一般廃棄物は含まない。
- (2) 発注者敷地内の集積所から古紙類・ダンボール等を収集し、古紙問屋へ搬入するもの。
- (3) 発注者敷地内の集積所からペットボトル等を収集し、鹿児島市リサイクルプラザへ搬入するもの。

5 法令の遵守

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令並びに鹿児島市の条例、規則等に従い、業務を適正に処理すること。

6 ごみ集積所の清潔の確保

一般廃棄物の搬出作業においては、清潔の確保に協力し、常に清掃用具を持参し、作業終了後は飛散したごみを清掃するものとする。

7 業務の実施日

- (1) 日曜日及び発注者の認めた日を除く毎日（祝日等は業務を実施すること）
- (2) 年末年始の連休については、その途中発注者の指定する日を休みとする。

8 業務の実施時間等

- (1) 一般廃棄物、古紙類、ダンボール等を分別し、1日に2回以上実施するものとする。
- (2) 収集時間は原則、午前中に1回午前9時30分までの間に搬出し、午後に1回午後3

時から午後4時までの間に搬出するものとする。

- (3) 前項によれない事情のあるときは、発注者と協議し収集時間を設定する。
- (4) 2回目以降の収集においては、その時点において廃棄物の取り残しがないようにすること。
- (5) 年2回、特別に廃棄書類がでる場合は、発注者の指示する日に収集すること。
- (6) 発注者においては、一般廃棄物のごみ集積所への最終集積時刻は午後3時頃である。

9 令和5年度の業務量

なお、業務量は推定であり、実際の業務量はこれと異なる場合がある。

- (1) 一般廃棄物（食品残渣含む） 237,960 kg
- (2) プラスチック容器類 0 kg
- (3) 古紙、ダンボール 62,915 kg
- (4) ペットボトル 4,296 kg
- (5) 缶 1,829 kg

10 収集運搬車両

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に使用するものとして鹿児島市に登録してあるパッカー車又はロータリー車を使用すること。
- (2) ごみ集積所の出入りにあたっては、発注者の各種業務のため出入りする車両に支障を与えないように配慮すること。

11 業務の中断

天変地異その他やむを得ない事由により、その日のうちに収集運搬業務の全部又は一部を実施できないときは、直ちに発注者に連絡し、その承諾を得なければならない。

12 業務報告

収集運搬した一般廃棄物、プラスチック容器類、古紙・ダンボール、ペットボトル、缶等の数量を集計して翌月10日までに発注者に報告すること。